

中期計画案（下線が追加で大学院項目を記載した箇所）

秋田公立美術大学

以下の項目ごとに立てた計画（目標等）の達成によって、建学の「4つの基本理念」を実現する。

※目次省略

第1 中期計画の期間および教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成25年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期計画を達成するため、美術学部の下に、美術学科の5専攻・1センター（アート&ルーツ専攻、ビジュアルアート専攻、ものづくりデザイン専攻、コミュニケーションデザイン専攻、景観デザイン専攻、美術教育センター）を置く。これらの組織は、従来の美術教育における素材別・様式別・分野別等の分類を廃し、現代社会が美術に対して求めるニーズに基づいて編成するものである。

また、大学院の下に、修士課程を置く。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ディプロマポリシーを実現するために、以下の教育を行う。

ア 美術理論や美術史に関する体系的な教育により、従来の芸術や文化に対する理解を深めるとともに、地域の歴史的・文化的資源に対する考察や、表現媒体にとらわれない作品制作を通じて、新たな芸術的価値を創造する教育を行う。

イ 教養科目群の「歴史と文化」における様々な授業を通じ、文化の多様性を受け入れ、柔軟な思考を育む教育を行う。

ウ グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦できる人材を育成する教育

(ア) 海外の美術動向や内容を積極的に取り入れた教育により、グローバルな視野と感性の涵養を図り、国際的な舞台に挑戦する教育を行う。

(イ) 地域性、土着性の中から生まれた文化を、海外の美術動向や美術史の中での的確に位置づけ、そのうえでグローバルな視点による国際的な発信力を生み出す教育を行う。

エ 地域と密接に関わりながら、地域の課題に対し、デザイン的な視点による解決を提案するなど、地域社会の発展に貢献する教育を行う。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

ア 学生の受入れに関する目標を達成するための措置

入学者受入方針（アドミッションポリシー）に沿った学生を確保するために、以下の項目を実施する。

(ア) 美術に対する意欲や関心の高い学生を確保するために、以下のような情報発信の機会を連携させ、認知度とブランドイメージの向上を図る。また、これらの活動の内容、発信時期、効果について検証を行い、効果の改善を図る。【中期】

- ・PR資料の配布
- ・高校等への訪問
- ・出張授業
- ・オープンキャンパス
- ・進学ガイダンス
- ・高大連携授業
- ・ホームページ
- ・冊子
- ・その他対外対応等

(イ) (ア)の機会に発信される内容を、入学者受入方針（アドミッションポリシー）、特色ある教育活動の計画、入試等の大学情報と緊密に連携させ、効果の向上を目指す。【中期】

(ウ) 入学者の傾向を分析し、選抜試験の内容、方法、選抜区分、試験時期の見直しを継続的に行う。【長期】

(エ) ジャンルにとらわれない一括選抜（総合入試）を実施する。【25年度】

(オ) 選抜試験および入学の時期について、様々な観点からメリット、デメリットの検討を行う。【中期】

イ 教育課程に関する目標を達成するための措置

- (ア) 1・2年次では「教養科目」「専門共通科目」を通して総合的に学び、3・4年次では、主に「専門専攻科目」によって、より高度な知識や技術を学ぶ。【25年度】
- (イ) 卒業後の社会的自立のために「キャリア教育科目」を置く。【25年度】
- (ウ) 教員および学芸員の養成のために「教職課程科目」「学芸員課程科目」を置く。【25年度】
- (エ) 各科目の連携を図り、科目区分、科目内容、履修方法等については、不断の見直しを行い、高度な教育が可能となる体制を整える。【中期】
- (オ) 大学院において、より高度で実践的な科目を履修しながら、理論と実践に基づく複合的な研究を行うことを主眼とした教育課程を編成する。【29年度】
- ウ 教育方法に関する目標を達成するための措置
- (ア) 学生が計画的かつ体系的に知識・技能・技術を習得できる教育・教員間で情報を共有し、相互連携を図るとともに、適切な授業内容の検討や指導方法の工夫を行う。【中期】
- ・客観的で適切な成績評価が行われるよう、成績評価基準をシラバス等で明示する。【25年度】
- (イ) 学生が意欲的かつ主体的に学び、授業内容を理解できるような教育
- ・他専攻の教員を交えた講評会や研究発表会、ディスカッション授業、学外での成果発表（展覧会での発表を含む）やプレゼンテーション等、多様な教育方法によって、教育効果を高めていく。【中期】
 - ・他専攻の学生と交流できる共有スペースを整備する等、柔軟性のある施設利用につとめる。【中期】
- (ウ) 学生が価値の多様性を認め共有できる柔軟な思考を育む教育【中期】
- ・授業でのフィールドワークや美術展・工房などを訪れる機会を設けるなど、学生が多様な価値観に触れるための取組を行う。
 - ・外部講師によるワークショップなど、多様で効果的な教育方法を積極的に取り入れる。
- (3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置
- ア 教員の配置に関する目標を達成するための措置【中期】
- (ア) 専攻間における教員の知識・技術の共有を推進し、カリキュラムとの連動を図る。
- (イ) 各専門分野に実績を持つ客員・特任教員の積極的な登用を図る。
- (ウ) カリキュラム内容の見直しに応じて、専任教員や非常勤講師を適切に配置する。
- イ 教育環境の整備に関する目標を達成するための措置
- (ア) 施設、設備、備品、図書、資料等の教育環境の充実を図るために、中長期的な計画を策定し、実施する。【短期】
- (イ) 教員が積極的に参加しやすいよう学内情報システムをリニューアルすることにより、授業関連情報などの共有と充実を進め、学生が利用しやすい情報環境を整備する。【25年度】
- (ウ) 大学院において、必要な施設・設備を整備する。【29年度】
- ウ 教育活動の評価および改善に関する目標を達成するための措置
- (ア) 教育活動の評価および評価結果の活用・評価システムを構築する。【短期】
- ・教育活動について自己点検・評価を継続的に実施し、その評価に応じた取組方針の策定と改善を進める。【長期】
 - ・学生アンケートの結果を、教員の授業評価の参考指標として取り入れ、教育活動の改善に活かす。【25年度】
- (イ) 教員の教育力向上のための組織的な取組
- ・組織的に教育力を向上させるため、ファカルティディベロップメント（FD）委員会を設置し、教員に対する各種研修や授業改善への取組を行う。【中期】
 - ・より新しい状況に適合しうる適切な教育の評価基準を設定する。【中期】
- 数値目標
- ・アンケートの満足度評価：4.0以上（5点満点）
 - ・FD取組事例数：15件以上
- 2 学生への支援に関する目標を達成するための措置
- (1) 学習支援に関する目標を達成するための措置
- ア 学生が自主的な制作活動や課題に取り組めるよう、施設・設備の整備や利用時間延長など学習環境の充実を強化する。【中期】
- イ 学生の状況をきめ細かく把握し、学習相談に応じるため、学生10名程度に対し1人の担任教員を配置する。【25年度】

- ウ 学習一般について、学生が教職員に積極的に相談を行える体制（オフィスアワー等）を整備する。【短期】
- エ 成績優秀者の表彰制度やサテライトセンター等の有効活用による作品展示機会の拡充など、学生の学習意欲を高める取組を行う。【中期】
- オ 専攻変更の希望や相談を受け付ける機会を、一定期間設ける。【26年度】
- (2) 生活支援に関する目標を達成するための措置
- ア 生活相談および健康管理に関する目標を達成するための措置
- (ア) 学生の心身両面での健康と生活上の諸問題に対応できるよう、定期的な健康診断と、臨床心理士や看護師による相談体制を整える。【25年度】
- (イ) 健康、生活に関する情報の積極的な提供により意識啓発を行う。【25年度】
- イ 自主的活動の支援に関する目標を達成するための措置
- (ア) 学生のサークル活動などの課外活動に対し、学生会、後援会と連携し、支援する。【25年度】
- (イ) 作品展示の機会やイベントの企画など、学生の自主的活動を奨励、支援する。【中期】
- (3) 進路支援に関する目標を達成するための措置
- ア 就職、進学に関する強力な支援体制を整備する。
- (ア) 就職に関する専門スタッフを配置し、新たな就職先の開拓を行う。【25年度】
- (イ) キャリア教育科目群における授業、企業関係者を招いたキャリアガイダンス、専門スタッフによるキャリアカウンセリングを行う。【25年度】
- イ 学生への積極的な情報提供により、進路選択を支援する。【25年度】
- 数値目標
- ・進路決定率：100%
 - (就職先内定者数＋大学院等進学者数＋作家活動) / 卒業生数
- 3 研究に関する目標を達成するための措置
- (1) 研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置
- ア 大学の重点的研究分野への設定と取組
- (ア) 「新しい美術領域を創造するための高度な研究」や「地域の歴史文化に根ざした特色あるテーマを扱う研究」などを、大学の重点的研究分野として定め、推進する。また、文部科学省のCOC(Center of Community)構想などのような地域再生の核となる大学づくりを目指す。【長期】
- (イ) 研究の水準を高めるため、査読付論文の掲載、科研費等の外部資金の獲得、公的助成金の獲得、企業との共同開発、公的な美術館の企画による作品発表、美術やデザイン等の分野における公募への入賞等を奨励する。【長期】
- (ウ) ホームページ上に教員の作品や論文を公開するなど、研究成果を社会へ還元するための仕組みづくりに取り組む。【長期】
- イ 先鋭的、複合的な研究への取組
- (ア) 先鋭的な芸術表現に関する研究成果を、展覧会、シンポジウム等を通して広く国内外に発信する。【長期】
- (イ) 他分野の研究者や他機関と連携し、複合的、学際的領域の研究を推進する。【長期】
- (ウ) 大学院において、現代芸術を構成する「複合性」に着目した学術的な研究を推進する。【長期】
- ウ 研究の評価
- (ア) 既存の評価基準にとらわれない、新たな研究の評価システムを構築する。【短期】
- (イ) 研究業績と研究計画に対する評価に基づく学内研究費の配分を行う。【26年度】
- 数値目標
- ・科研費申請数：50件以上
 - ・科研費採択数：5件以上
 - ・査読付論文の掲載数：10件以上
 - ・公募の入賞数：10件以上
 - ・シンポジウム：5回以上
- (2) 研究実施体制の整備に関する目標を達成するための措置
- ア 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置
- (ア) 内部競争的研究資金を設ける。【25年度】
- (イ) 外部競争的研究資金の積極的な獲得を推進する。【長期】
- (ウ) 外部の研究者を積極的に受け入れ、交流するための体制を整備する。【長期】

- (エ) 非常勤教員（特任・客員教員等）の柔軟な登用により、大学として重点を置く分野の研究を推進する。【長期】
- (オ) 社会貢献センターの機能を強化するとともに、重点的研究分野等への取組みを推進する。【長期】
- イ 研究環境の整備に関する目標を達成するための措置【長期】
- (ア) 施設、設備、備品、図書、資料等の教育環境の充実を図るために、中長期的な計画を策定する。
- (イ) 研修制度の導入を検討する。
- (ウ) サバティカル制度の導入を検討する。
- (エ) 大学院において、必要な施設・設備を整備する。【29年度】
- ウ 知的財産の創出・活用等に関する目標を達成するための措置
- (ア) 意匠登録等、研究成果の知的財産化に関する検討会を設置し、知的財産化に関する制度を構築する。【長期】
- 4 社会貢献に関する目標を達成するための措置
- 社会貢献事業を積極的に推進するための基本方針を策定し、社会貢献センター等により以下のような事業への取組みを行う。
- (1) 「産学官連携事業」として、大学に集積された美術の「知」を活かし、企業・行政・民間団体と共同で、美術に関する研究、アートプロジェクト、展覧会、商品開発等を実施する。【長期】
- (2) 意匠権等、知的財産の管理について、検討委員会を設置する。【短期】
- また、「知的財産の管理」に関する学生や市民向けのセミナーを開講し、美術・デザイン分野における意匠権の意義を広く社会に啓蒙する。【中期】
- (3) 「地域連携事業」として、以下の項目を実施する。【中期】
- ア 地域コミュニティによる企画への参加・協力、アトリエももさだ、サテライトセンターを活用した教員の作品展などを通じて、大学・地元企業・自治体との連携を推進し、かつその質的向上を図る。
- イ 都市の空洞化等によって現在活用されていない建造物や空間を、美術によって再生、または有効活用することに取り組む。
- ウ 授業の運営法、スキルの取得法等を、美術以外の組織経営に適応するような汎用性の高いワークショップとして開発し、公開・提供・提案していく。
- (4) 「他大学との連携事業」として、大学コンソーシアムあきたへの加入に伴う市民公開講座の実施、県内の大学との研究協力や学生交流、全国の美術系大学との連携などを行う。【長期】
- (5) 「高大連携事業」として、高校生が大学の授業を体験する高大連携授業の開講、高校の美術教員による美術系大学進学実技講習会に対する開講支援を行う。【25年度】
- (6) 「生涯学習支援企画」として、以下の項目を実施する。
- ア こどもアートスクール、社会人アートスクール、デッサンスクール等を開講する。【25年度】
- イ 美術の社会教育を啓蒙するため、本学主催による美術登竜門の企画を行う。【長期】
- 数値目標
- ・産学官連携事業数：20件以上
- 5 国際交流に関する目標を達成するための措置
- 世界の美術が多様化・多元化する中で、学生や教員のグローバルな視点を育成するため、本学の基本理念の実現に資する海外の大学等との交流を積極的に推進する。【長期】
- (1) 海外の大学との交流協定の締結を行い、教職員や学生間の交流を図る。
- (2) 学生の海外留学制度や海外からの留学生向けのプログラムを準備するなど受入体制を整備する。
- (3) 教員の海外での作品発表や研究活動を支援し、海外の大学教員や学生の作品発表や活動を積極的に受け入れる。
- 数値目標
- ・交流提携大学数：3校以上
 - ・海外における作品発表等：3件以上
- 第3 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置
- 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置
- (1) 効果的・機動的な組織運営に関する目標を達成するための措置【25年度】
- ア 組織全体が情報を共有できる透明性の高い意思決定システムを構築し、組織間の意思の疎通を円滑に行う。

- イ 法人が適切な意思形成を行うため、理事会や各種委員会等、組織ごとの役割分担を明確にするとともに、理事長のリーダーシップの下、各組織が連携して組織運営を行うことができる体制を整備する。
- ウ 各理事の役割分担を明確化し、効果的・機動的な組織運営を行う。
- (2) 教職員の協働に関する目標を達成するための措置
委員会など各種学内組織を、教員と事務職員が協働して運営するなど、一体的かつ効果的な連携を進める。【25年度】
- 2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置
- (1) 柔軟で弾力的な人事制度【長期】
ア 中長期教職員採用計画を策定し、適正な人事計画を行う。
イ 公募制による教員採用方式を着実に実施する。
ウ 大学間の人事交流など、法人として柔軟で弾力的な人事制度を研究し、構築する。
- (2) 人事評価制度の構築【26年度】
能力と意欲等が適切に評価され、教職員にインセンティブが働くような人事評価制度を構築する。
- (3) 教員に対する多面的な観点からの評価【26年度】
教員の人事評価に関する評価指標として、「教育活動」「研究活動」「社会貢献」「学内運営」など多面的な観点から評価を行う人事制度を構築する。
- (4) 教職員への研修制度の構築【短期】
人材育成基本方針の策定とそれに基づいた教職員の研修制度を構築し、研修を行うことで組織力の強化を図る。
- 3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置
- (1) 事務処理の効率化の推進【中期】
ア 事務組織全体について、事務処理のマニュアル化、簡素化等を進め、効率的な事務を行うとともに、継続的な見直しを行う。
イ 外部委託が適切な業務については、外部委託を進めるとともに委託内容を定期的に見直し、費用対効果の向上を図る。
- (2) 事務職員の資質向上のための組織的な取組【中期】
ア 業務分担（班）ごとに必要とされる能力を明確化し、業務に応じた研修プログラムの適用により、事務職員の資質および専門能力を高める。
イ 大学経営に必要な情報を収集するとともに、その共有を行う。
- 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置【中期】
- (1) 科研費など外部競争的研究資金について、事務局を中心に情報収集を行うとともに、研究資金獲得を推進する。
- (2) 社会貢献センターにおいて、企業や官公庁とのコーディネートを行い、受託研究事業や共同研究事業、寄附講座の開設などを推進することによって、自己収入を確保し、財政基盤の強化を図る。
- 2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置【中期】
- (1) 管理的経費においては、事業の見直しや外部委託による経費の削減を継続的に行う。
- (2) 物品や備品の調達における、一括契約、共同購入およびインターネットの活用などにより、効率的な調達を図る。
- 3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置【中期】
- (1) 資金については、国債等の低リスク金融商品の利用などによる安全な運用を図る。
- (2) その他の資産については、施設の有償貸付や美術作品の貸与など、有効活用を積極的に進める。
- 第5 自己点検・評価および情報の提供に関する目標を達成するための措置
- 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
自己評価委員会を設置し、点検・評価の項目、方法、体制等について不断の見直しを行うために、長期的評価と年度ごとの評価を行う。【長期】
- 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置【中期】
- (1) 法人としての説明責任を果たすため、中期計画、財務諸表、自己点検・評価および外部機関評価の結果や法人規則などの情報を積極的に公開する。

- (2) 大学の教育研究活動の状況については、ホームページや大学情報誌、公開講座等の各種広報手段を活用し、積極的に情報発信する。
- (3) 教員等の教育研究成果を、刊行物等により社会に発信する。
- (4) 教員や学生の教育研究成果物を積極的に展示する。

第6 その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するための措置

- 1 施設・設備の整備および活用に関する目標を達成するための措置
 - (1) 施設・設備の適正な維持管理と効果的な活用【長期】
 - ア 定期的に施設・設備の使用状況を調査し、効率的な活用を図る。
 - イ 省エネルギー化、CO₂削減に対応した設備の更新を行う。
 - ウ 安全衛生教育を体系化し、教職員に対して訓練を実施する。
 - エ 多様なリスクに適応したマニュアルを作成する。
 - オ 情報セキュリティに対する意識を高めるため、情報機器の利用に関するポリシーを策定し、教職員に対し研修等を行う。
- 2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置【中期】
 - (1) 学生・大学への学外からの支援を充実させるため、卒業生による同窓会や保護者による後援会との連携を強化し、情報共有や学生・卒業生に対するサポートを協働して行う。
 - (2) 地元企業等との連携のための支援組織を設置し、学生の就職に関する情報交換や、ワークショップ型授業、インターンシップへの協力など、大学の活動全般に対する学外支援の充実を図る。
- 3 安全管理に関する目標を達成するための措置【25年度】
 - (1) 工作機械等の定期点検や取扱いに関する安全講習、設備ごとの管理者の配置などにより、事故等に適切に対処できるような安全管理体制を確立する。
 - (2) 事故、災害、感染症等緊急時に対応する危機管理マニュアルを作成し、教職員と学生への周知と意識啓発を行う。
- 4 人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置【25年度】
 - (1) ハラスメントの防止を図るため、研修等による学生・教職員への啓発活動を継続的に実施する。
 - (2) プライバシーの保護に配慮した相談窓口の設置や研修を受けた相談員の配置により、ハラスメントに関して相談しやすい環境を確保するとともに、相談後のフォロー体制を整備する。
 - (3) 適切な会計処理を行うため、経理の透明化を図るとともに、経理のチェック体制の整備やガイドラインを策定する。
 - (4) 不正経理の防止を図るため、コンプライアンス研修を実施し、教職員の遵法意識の醸成に努める。

第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画

- 1 予算
- 2 収支計画
- 3 資金計画

※大学院設置で増額される場合、随時変更

第8 短期借入金の限度額

※大学院設置で増額される場合、随時変更

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第10 剰余金の使途

第11 その他秋田市の規則で定める業務運営に関する事項

- 1 施設および設備に関する計画
- 2 人事に関する計画
- 3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項